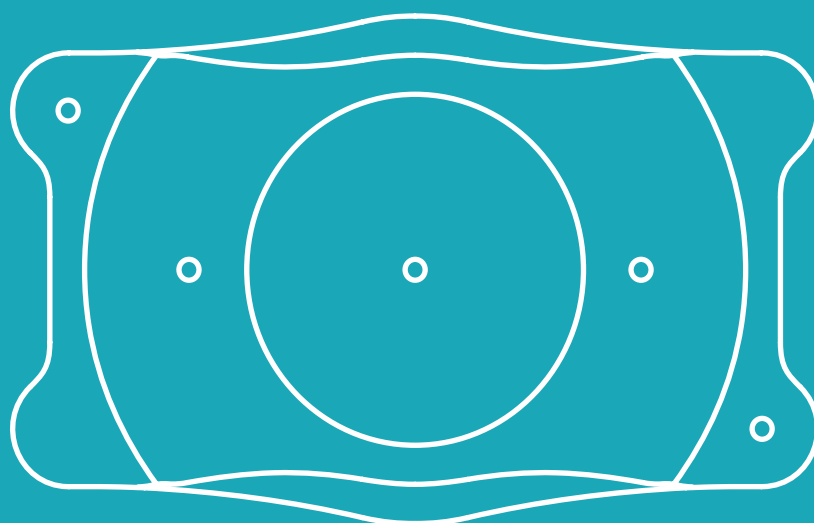


眼内コンタクトレンズ (ICL) 治療の医療費控除



最後に源泉徴収票を用いて、確定申告書を作成してみましょう。

確定申告書の作り方

源泉徴収票、医療費の支払い先と金額がわかる資料（領収書など）、マイナンバーカードを用意しましょう。

国税庁のホームページには「確定申告書等作成コーナー」というブラウザソフトがあり、その流れに沿って入力を進めれば、基本的には確定申告書は完成します。



確定申告書等作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl

以下は、画面に沿って解説します。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

作成コーナートップ

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

NEW 作成開始

保存データを利用して作成

新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成

途中で保存したデータ（拡張子が【.data】）を読み込んで、作成を再開

過去の申告書データを利用して作成

上記URLをクリックするとこの画面が表示されます。作成開始をクリックします。

国税庁 令和元年度 確定申告書等作成コーナー

税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税務署への提出方法を選択してください。

e-Taxで提出
マイナンバーカード方式

e-Taxで提出
ID・パスワード方式

印刷して提出

e-Taxという電子申告の方法もありますが、よくわからなければ一番右の印刷して提出をクリックします。

国税庁 令和元年度 確定申告書等作成コーナー

作成する申告書等の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

1 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和元年度の申告書等の作成

所得税

決算書・収支内訳書

消費税

贈与税

一番左の赤枠「所得税」をクリックします。

入力方法選択

申告する方の所得の種類により申告書の作成手順が異なります。該当する作成手順の「作成開始」ボタンをクリックしてください。

給与・年金の方
(給与・年金専用)

給与と所得や年金所得のみの方専用
初めての方でも操作しやすい画面に入力し、申告書等を作成します。

ご利用例
サラリーマンの方で、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方
所得が年金(国民年金、企業年金、個人年金等)のみの方
所得が給与と年金のみの方

作成開始

左記以外の所得のある方
(全ての所得対応)

全ての所得・控除等に対応した入力画面から、必要な項目を自身で選択・入力し、申告書等を作成します。

ご利用例
事業、不動産、退職所得のある方
給与と年金以外の所得(配当、一時、譲渡等)があり、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方

作成開始

左のボタン選択がお分かりにならない方

表示される質問に「はい」又は「いいえ」で答え、回答に応じて表示される画面に入力し、申告書等を作成します。

ご利用例
左の作成手順について、どちらを選択すればよいかわからない方 など

作成開始

一番左の青枠「給与・年金の方」をクリックします。(給与以外の収入がある方は真ん中、よくわからない方は一番右をクリック)

適用を受ける控除の選択

年末調整で適用を受けた控除以外に追加・変更する項目にチェックをしてください。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

適用を受ける所得控除について（複数選択可）	チェック	適用を受ける税額控除等について（複数選択可）	チェック
医療費控除	☒	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	☐
寄附金控除	☐	(年末調整で既に適用を受けている場合を除く)	
雑損控除	☐	住宅貯蓄増進特別控除	☐
上記以外の控除の追加・変更	☐	住宅特定増改修特別税額控除	☐
年末調整で適用を受けた控除の追加・変更、適用を受けていない控除の追加をする場合はチェックをしてください。 ・国民年金や国民健康保険料（扶養親族のものを含む）を追加 ・全労連特別控除や国民健康保険料を追加 ・配偶者控除の適用を円める ・控除額が超過する場合は		認定住宅新築等特別税額控除	☐
		外国税額控除	☐
		予定納税額	☐
		本年分で差し引く繰越損失額	☐
		翌年以後に繰り越す損失額	☐

医療費控除の適用を受けるので、医療費控除にチェックを入れます。その後は流れに沿って生年月日などを入力すると、源泉徴収票の入力画面になります。

源泉徴収票の入力

令和元年度の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。

①支払金額
1 円

②給与所得控除後の金額
円

③所得控除の額の合計額
円

④源泉徴収税額
2段で記載されている場合、下の段の金額
円
☐ 源泉徴収税額が2段で記載（内書き）
2段で記載されている場合、上の段の金額

⑤住宅借入金等特別控除の額の記載
あり なし

給与 元 年分 給与所得の源泉徴収票

令和元年度 給与所得の源泉徴収票

お手元の源泉徴収票の情報を入力します。対応する番号の箇所を転記するだけなので、非常に入力しやすいです。

所得控除の入力

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。
配偶者や扶養親族の所得を控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養親族」の入力画面から行ってください。

所得控除の種類 (各控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額（円）	所得控除の種類 (各控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額（円）
雑損控除				寡婦、寡夫控除			
医療費控除	入力する			勤労学生控除			
社会保険料控除				障害者控除			
小規模企業共済等納付金控除				障害者特別控除			
生命保険料控除				扶養控除			
地震保険料控除				基礎控除			380,000
寄附金控除				合計			1,960,376

源泉徴収票の入力が終わったら、次は医療費の詳細を入力します。「入力する」をクリックします。

以上が、医療費控除の概要と確定申告の仕方です。慣れてしまえば、そんなに難しいものではないことがわかりただけかもしれません。もし、わからないことがあれば、税務署に問い合わせれば答えてくださるので、安心して確定申告書の作成・提出することができます。